

◆町営住宅 入居収入基準と計算方法◆

■ 収入月額の計算方法 ↓↓

$$\text{(収入のある世帯員全員の所得控除後の合計額 - A 扶養親族控除額 - B 特別控除額)} \div 12 \text{ヶ月} = \text{収入月額}$$

一般世帯	収入月額 158,000 円まで
高齢者・障害者等世帯	収入月額 214,000 円まで
子育て世帯	収入月額 214,000 円まで

※高齢者・障害者等世帯とは → 入居者が60歳以上（または昭和31年4月1日以前に生まれた方）であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上（または昭和31年4月1日以前に生まれた方）または18歳未満の方である世帯

※子育て世帯とは → 同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯

支払金額の方じゃなくて、「給与所得控除後の金額」の方を使うのね。



A. 扶養親族控除額 扶養親族控除の金額は 1人当たり 380,000 円 で申込者以外の同居予定親族が対象となります

B. 特別控除額

控除名	控除額	控除対象者
老人扶養親族等控除	一人につき 10 万円	扶養親族の内、70 才以上の人
特定扶養親族控除	一人につき 25 万円	扶養親族の内、16 才以上 23 才未満の人
寡婦控除（寡夫控除）	その人の所得から 27 万円まで	申込者本人または同居親族で、夫（妻）と死別した後、婚姻をしていない人・離婚した後、婚姻をしていない人・扶養親族その他生計を一にする子（年間所得金額 38 万円以下）を有する方
障害者控除	一人につき 27 万円	申込者や扶養親族で、障害者手帳(3 級～6 級)または療育手帳(B 級)を持っている人
特別障害者控除	一人につき 40 万円	障害者手帳(1 級～2 級)または療育手帳(A 級)を持っている人